



[仮 訳]

※ 本仮訳は参考であるため、正確な記述は原文を御参照ください。

MS 1500:2019

マレーシア規格

ハラール食品 — 一般要求事項
(第3版改訂)

ICS: 11.040.01

記述：ハラール、食品、要求事項、法令遵守、認証

© Copyright 2019

マレーシア規格局

マレーシア規格の策定

マレーシア規格局(Standards Malaysia)は、マレーシアの国家規格認証機関である。

マレーシア規格局の主な機能は、種々の規格、規格化及び認証を助長・促進して、国家経済を発展させ、産業効率及び開発を促進し、公衆の健康・安全に資し、消費者を保護し、国内・国際貿易を促進する手段、また、規格及び規格化に関連する国際協力を推進する手段を担うことにある。

マレーシア規格(MS)は、複数の委員会の総意により策定される。各委員会は、当面の課題に適切と思われる生産者、利用者、消費者、利害関係者の各代表者によりバランスよく構成されている。マレーシア規格は、可能な限り国際規格に準拠し又は国際規格を採用している。ある規格をマレーシア規格として承認する場合は、1996年マレーシア規格法[法律第549号]に準拠する。マレーシア規格は定期的に見直しを行っている。マレーシア規格の利用は任意であるが、規則、地方条例、その他同様の方法で規制当局が利用を義務付けた場合はその限りでない。

マレーシア規格に関する詳細情報については、下記までご連絡されたい。

マレーシア規格局

レベル 1&2、ブロック 2300、センチュリー・スクエア

ジャラン・ウサハワン

63000 サイバージャヤ

セランゴール・ダルル・エサン州

マレーシア

Level 1 & 2, Block 2300, Century Square

Jalan Usahawan

63000 Cyberjaya

Selangor Darul Ehsan

MALAYSIA

電話：60 3 8318 0002

FAX：60 3 8319 3131

<http://www.jsm.gov.my/>

メール：central@jsm.gov.my

目 次

委員会代表	ii
はしがき	iv
序 文	v
1 適用範囲	1
2 規範的参照文献	1
3 用語及び定義	1
4 要求事項	5
4.1 経営陣の責任	5
4.2 施設及び設備	5
4.3 装置、器具、機械、加工補助具及び機器	6
4.4 衛生、公衆衛生及び食品の安全性	7
4.5 ハラル食品の加工	8
4.6 ハラル食品の保存、輸送、陳列、販売及び提供	10
4.7 包装及びラベル表示	10
4.8 法的要求事項	12
5 法令遵守	12
6 ハラル認証	12
7 ハラル認証マーク	12
附属書類 A(規範的) ナジス・ムガッラザに関するシャリーア法によるセルトゥの方法	13
参考文献	15

委員会代表

本マレーシア規格の策定権限を有するハラール基準産業規格委員会(Industry Standards Committee on Halal Standards)(ISC I)は、以下の組織の代表者で構成される。

マレーシア・イスラム開発庁(Department of Islamic Development Malaysia)
マレーシア規格局(事務局)(Department of Standards Malaysia (Secretariat))
獣医局(Department of Veterinary Services)
連邦農業マーケティング庁(Federal Agricultural Marketing Authority)
マレーシア製造業者連盟(Federation of Malaysian Manufacturers)
ハラール産業開発公社(Halal Industry Development Corporation Sdn Bhd)
マレーシア・イスラム理解研究所(Institute of Islamic Understanding Malaysia)
マレーシア品質協会(Institute of Quality Malaysia)
マレーシア国際イスラム大学(International Islamic University Malaysia)
マレーシア農業研究開発機構(Malaysian Agricultural Research and Development Institute)
マレーシア規格利用者協会(Malaysian Association of Standards Users)
国内貿易・消費者問題省(Ministry of Domestic Trade and Consumer Affairs)
マレーシア保健省(食品安全・品質課)(Ministry of Health Malaysia (Food Safety and Quality Division))
マレーシア保健省(医療機器庁)(Ministry of Health Malaysia (Medical Device Authority))
マレーシア保健省(国家医薬品規制課)(Ministry of Health Malaysia (National Pharmaceutical Regulatory Division))
国際貿易産業省(Ministry of International Trade and Industry)
マレーシア・ムスリム消費者協会(Muslim Consumers' Association of Malaysia)
王立税関局(Royal Customs Department)
マレーシア・イスラム科学大学(Universiti Sains Islam Malaysia)

本マレーシア規格を策定したハラール食品及びイスラム消費財技術委員会(Technical Committee on Halal Food and Islamic Consumer Goods)は、以下の組織の代表者で構成される。

マレーシア農業局(Department of Agriculture Malaysia)
マレーシア水産局(Department of Fisheries Malaysia)
マレーシア・イスラム開発庁
マレーシア・イスラム開発庁(ハラール・ハブ課)(Department of Islamic Development Malaysia (Halal Hub Division))
マレーシア規格局(事務局)
獣医局
連邦農業マーケティング庁
連邦直轄領ムフティ事務所(Federal Territory Mufti Office)
マレーシア製造業者連盟
ハラール産業開発公社
マレーシア・イスラム理解研究所
マレーシア農業研究開発機構
マレーシア規格利用者協会
国内貿易・消費者問題省
マレーシア保健省(食品安全・品質課)
国際貿易産業省
マレーシア・ムスリム消費者協会

マレーシア王立税関(Royal Customs of Malaysia)
SIRIM リサーチ&テクノロジー・イノベーションズ(SIRIM Research and Technology Innovations Sdn Bhd)
マレーシア国民大学(Universiti Kebangsaan Malaysia)
マレーシア・プトラ大学(Universiti Putra Malaysia)
マラ工科大学(Universiti Teknologi MARA)
マレーシア・イスラム科学大学

本マレーシア規格を策定したハラール食品作業部会(Working Group on Halal Food)は、以下の組織の代表者で構成される。

マレーシア・イスラム開発庁
マレーシア規格局(Department of Standards Malaysia)
マレーシア農業省(Department of Agriculture Malaysia)
マレーシア・イスラム開発庁
獣医局(診断・品質保証課)(Department of Veterinary Services (Diagnostic and Quality Assurance Division))
獣医局(下流産業開発課)(Department of Veterinary Services)(Downstream Industry Development Division)
連邦直轄領ムフティ事務所
マレーシア製造業者連盟
農業マーケティング庁連盟
ハラール産業開発公社
マレーシア・イスラム理解研究所
マレーシア・イスラム科学大学
マレーシア農業研究開発機構
マレーシア・ホテル協会(Malaysian Association of Hotels)
マレーシア対外貿易開発公社
保健省(食品安全・品質課)
マレーシア・ムスリム消費者協会
マレーシア国民大学
マレーシア・プトラ大学(ハラール製品研究所)(Universiti Putra Malaysia (Halal Product Research Institute))
住宅・地方自治省(Ministry of Housing and Local Government)(外部参加)
マレーシア・プトラ大学(畜産、熱帯農業研究所)(Universiti Putra Malaysia (Animal production, Institute for Tropical Agriculture))(外部参加)

はしがき

本マレーシア規格は、ハラール基準国家規格委員会(National Standards Committee on Halal Standards)の権限に基づき、ハラール食品作業部会によって策定された。

今回の改訂における主な変更点は以下の通りである。

- a) タイトルを「ハラール食品 – 一般要求事項」に変更
- b) 「規範的参照文献」に関する条項の組み込み
- c) 「食品」、「ハラール管轄当局」、「非ハラール」、「ファトワ」及び「セルトゥ」の定義の組み込み
- d) 「管理責任」に、ハラールの完全性、記録管理、宗教的慣行及びスタッフの参加に関する要求事項を導入
- e) 「施設及び設備」にムスリム用施設を導入
- f) 「屠殺工程」に関する条項及びその付属書の削除、並びに
- g) 明確化のための各種条項の修正及び改善

本マレーシア規格は、MS 1500:2009、ハラール食品の生産、準備、取扱い及び保存に関する一般ガイドライン(第2改訂版)を廃止し、これに取って代わるものである。

1 のマレーシア規格を遵守しても、それ自体で法的義務から免除されるものではない。

序 文

ハラール・トゥユイバンは、コーランの4つのスーラ(章)に言及されている2つのアラビア語である。4つのスーラのうちの1つは、スーラ・アルバカラ(第2章：雌牛)の第168節「人びとよ、地上にあるものの中から良いもの、合法的なものを食べて、悪魔の歩みに従ってはならない。本当にかれは、あなたがたにとって公然の敵である」である。

ハラール・トゥユイバンは、いくつかの要素を含んでいる。例えば、ハラール食品及び飲料が義務としてハラールであること、両方ともハラール源泉から得られ、生来的又はフィトラにより受け入れられ、シュブハ(出所・由来が不明で疑わしいもの)ではないこと、清潔で安全かつ栄養価が高いこと、などである。これに関連して、ハラールは消費可能なものと消費可能でないものの準備、加工及び保存にも適用され、これらはシャリーア法及びファトワによって定められたルールや規則に準拠しなければならない。ハラール・トゥユイバンの概念は、食品、飲料、及び化粧品・医薬品などの日用消費財に用いられるのみならず、通商・金融サービス、物流、社会・商業取引、投資にも適用される。

ハラール関連のマレーシア規格は、ハラール製品・サービス及びそのインフラに対する需要拡大という課題に対応するため、同国のハラール生態系を支える基盤として策定された。ムスリム消費者のハラール問題への意識向上も、この需要に大きく寄与している。一連のハラールに関するマレーシア規格は、関係するステークホルダーによるハラール・ビルトインという概念に基づき構築されている。

ハラール・ビルトインとは、サプライチェーン及び物流面を含むあらゆる観点におけるハラール管理・統制システムに向けた体系的なアプローチであり、ハラール専用に供される消費可能な製品と消費可能でない製品の分離を含んでいる。ハラール・ビルトインシステムは、食品の生産がシャリーア法及びファトワに準拠しており、安全性、品質及び栄養の基準を満たしていることを保証するものである。このように、ハラール製品はテスト対象ではないが、管理システムにビルトインされなければならない。ハラールの要求事項はシャリーア法及びファトワによって定められ、マレーシア規格局が策定したハラール基準に組み込まれている。

ハラール食品 - 一般要求事項(第3改訂版)

1 適用範囲

本マレーシア規格は、ハラール食品(栄養補助食品を含む。)の製造及び取扱いにおける一般要求事項を規定する。本規格は、ハラール食品全般に関する基本的な要求事項として機能する。

2 規範的参照文献

本規格の適用には、以下の規範的参照文献が不可欠である。日付のある参照文献については、引用された版のみが適用される。日付のない参照文献については、規範的参照文献(改訂を含む。)の最新版が適用される。

MS 2393、*イスラム及びハラールの原則 - 用語の定義及び解釈*

3 用語及び定義

本規格の目的で、MS 2393 に記載されている用語及び定義、並びに以下の定義が適用される。

3.1 管轄当局

管轄当局とは、指定された要求事項に従って業務を遂行するよう政府から委任された機関を指す。

注：マレーシアには、イスラム教関連事項、ハラール認証、動物衛生、公衆衛生、食品安全など、各分野を担当する様々な管轄当局が存在する。

3.1.1 ハラール管轄当局

マレーシアにおけるハラール管轄当局は、マレーシア・イスラム開発庁(JAKIM)、及び様々な州のイスラム教評議会(State Islamic Religious Council)である。

3.2 食 品

食品には、人間が消費するための食品若しくは飲料として製造、販売若しくは表示され、

食品若しくは飲料に入れ、又はその組成、準備、保存に使用されるあらゆる品目が含まれ、また、菓子、ガム類、及びかかる食品、飲料、菓子若しくはガム類の成分が含まれる。

3.3 ハラール

シャリーア法及びファトワに基づき、イスラム教において合法かつ許可されている事物。

3.3.1 非ハラール

シャリーア法及びファトワに基づき、イスラム教において非合法かつ禁止されている事物。

注：非ハラールは、ハラームとも称する。

3.4 ハラール食品

ハラール食品は、シャリーア法及びファトワに基づき許可され、以下の条件を満たす食品及び飲料、及び/又はその成分を対象とする。

- a) シャリーア法及びファトワによりムスリムが消費することを禁じられている動物、又はシャリーア法及びファトワによる屠殺が行われていない動物の部位の一部で構成されないこと又はかかる部位を含まないこと
- b) シャリーア法及びファトワによりナジス(不浄なもの)とされるものを一切含まないこと
- c) シャリーア法及びファトワにより酩酊作用のあるものを含まないこと
- d) シャリーア法及びファトワにより認められていない人間の部位又はその派生物を含まないこと
- e) 毒性がない又は健康に有害でないこと、並びに
- f) シャリーア法及びファトワによるナジス(不浄なもの)で汚染された器具を用いて準備、加工又は製造されていないこと

- g) 準備、加工又は保存の過程において、3.4 項(a)及び(b)を満たしていない食品との接触、混入がなく、又は近接していないこと。

3.5 ハラール屠殺

ハラール屠殺とは、ムスリムがアッラーの御名を唱えて、鋭利な道具を用いて、生きているハラール動物の気管(*halqum*)、食道(*mari*)、頸動脈及び頸静脈(*wadajain*)の両方を切断して屠殺する行為をいう。

3.6 ナジス

シャリーア法及びファトワにより不浄とされる事物。

3.6.1 シャリーア法によるナジスは以下の通りである。

- a) 犬、豚及びその子孫又は派生種
- b) 非ハラール物質で汚染されたハラール食品
- c) 非ハラール物質と直接接触したハラール食品
- d) 人間又は動物の体腔から排出された液体及び物体(尿、血液、嘔吐物、膿、排泄物及び胎盤など)
- e) 腐肉、又はシャリーア法及びファトワによる屠殺が行われていないハラール動物(水生動物及び特定の昆虫を除く。)、並びに
- f) ハムル¹、及びハムルを含有する又は混合する食品、飲料又は品目。

3.6.2 ナジスには、以下の3つのカテゴリーがある。

- a) ナジス・ムガッラザ：重度の不浄とみなされ、犬及び豚(*khinzir*)をいう(これらの体腔、子孫及び派生種から排出された液体及び物体を含む)。

¹ ハムルは、酒類又は醗酵作用があり、シャリーア法及びファトワにより禁止されている液体である。

- b) ナジス・ムタワッシタ：中程度の不浄とみなされ、重度又は軽度の不浄のいずれにも該当しないもの(嘔吐物、膿、血液、ハムル、腐肉、体腔から排出された液体及び物体など)をいう。
- c) ナジス・ムカッフアファ：軽度の不浄とみなされる。このカテゴリーに属する唯一のナジスは、母乳以外の食品を一度も消費していない2歳以下の男児の尿である。

3.7 施設

ハラール食品の生産に関連する準備、加工、取扱い、製造、包装、保存、流通、提供、販売及び/又は何らかの活動を目的とする建物、恒久的な構造物又はその他の施設。

3.8 加工区域

ハラール食品の準備に関わる全ての作業(材料の受領から加工、包装を経て、完成品として完了するまで)を目的とする区域(保存及び提供区域を含む。)。

3.9 セルトウ

ナジス・ムガッラザに接触した身体、衣服、場所、道具及び機器を浄化することを意図した清めの行為。純水(*mutlaq water*)を用いて7回洗浄し、そのうち1回は土を混ぜた水を使用する。

3.10 シャリーア法及びファトワ

3.10.1 シャリーア法

シャリーア法とは、ムッカラフ(義務を負う者)の行動に関するアッラーの命令であり、要求(命令及び禁止)、選択(フクム・タクリフィ)又はフクム・ワディ²で構成される。

マレーシアにおけるシャリーア法は、シャーフイー学派のイスラム法、又はその他ハナフィー、マーリク及びハンバルのいずれかの学派のイスラム法であり、連邦直轄領ではヤン・ディ・ペルトゥアン・アゴンの承認を受けて、又はマレーシア国内の各州ではその州の統治者の承認を受けて、施行される。

² フクム・ワディは、シャリーア法の施行に先立つ要求事項である。例えば、礼拝時間を遵守することは、礼拝が有効であるための要求事項である。

3.10.2 ファトワ

有能なイスラム法学者によって発行されるイスラム法に関する法的見解。

マレーシアの文脈において、ファトワとは、イスラム教に関連する権威によって検証された宗教勅令であり、連邦直轄領ではヤン・ディ・ペルトゥアン・アゴンの承認を受けて、又はマレーシア国内の各州ではその州の統治者の承認を受けて、施行される。

4 要求事項

4.1 経営陣の責任

4.1.1 経営陣は、ハラールの完全性が維持され、食品がハラールの要求事項に従って製造されるよう確保するものとする。

4.1.2 経営陣は、社内のハラール管理システムの実施における有効性を確保する責任を負うムスリムの人員1名を指名するものとする。

4.1.3 経営陣は、当該人員に対し、ハラールの原則及びその適用に関する研修を定期的に提供するものとする。

4.1.4 経営陣は、社内のハラール管理システムを実施するために、十分な資源(すなわち、人材、設備、資金及びインフラ)が提供されるよう確保するものとする。

4.1.5 経営陣は、ハラール食品の製造及び取扱いのための全ての関連活動が適正に記録されるよう確保するものとする。全ての文書及び記録は保存され、追跡可能であるものとする。

4.1.6 経営陣は、ムスリムの人員がその宗教的慣習の義務を果たすことを認めるものとする。

4.1.7 経営陣は、会社内の様々な部門及び全ての階層のスタッフ、会社のサプライヤー及び販売業者が、ハラールの完全性を維持するために参加し、コミットメントを示すよう確保するものとする。

4.2 施設及び設備

施設は、工程フローによって製品の汚染リスクを管理し、意図された用途に適したものとなるように、設計・建設され又は改修されるものとする。

4.2.1 施設のレイアウトは、適正な工程フロー、適正な従業員フロー、適正な公衆衛生及び安全の慣行(作業の合間及び作業中の害虫の侵入防止及び相互汚染防止を含む。)を可能にするものとする。

4.2.2 原材料の受領から完成品までの製品工程フローは、相互汚染を防止するものとする。

4.2.3 施設は、清掃及び食品衛生の適正な監督を容易にするように設計されるものとする。

4.2.4 荷役場は、物品の効果的な移送を可能とするように適切に設計されるものとする。

4.2.5 施設は、良好な状態に保ち、衛生的であり、害虫の侵入を防止し、潜在的な繁殖場所を排除するように維持されるものとする。

4.2.6 施設は、人員及び機器を介した汚染を防止するため、養豚場又はその加工活動から効果的に分離され、十分に隔離されるものとする。

4.2.7 屠殺及び加工施設は、ハラール屠殺及びハラール加工専用とする。

4.2.8 十分な衛生設備が提供され、維持されるものとする。

4.2.9 加工区域には、宗教的礼拝の道具及び物品を一切設置しないものとする。

4.2.10 ムスリムの礼拝区域が提供され、適切な場所に設置され、適当に維持管理されるものとする。

4.2.11 ペットその他の動物は、施設内への持込みが禁止されるものとする。

4.3 装置、器具、機械、加工補助具及び機器

4.3.1 ハラール食品の加工に使用される装置、器具、機械及び加工補助具は、洗浄が容易にできるように設計及び構築され、シャリーア法によりナジスと定められた材料で製造される又は材料を含有せず、ハラール食品専用として使用されるものとする。

4.3.2 過去にナジス・ムガッラザと共に使用した又はこれと接触した装置、器具、機械及び加工補助具は、シャリーア法及びファトワの規定に従って洗浄され、セルトゥを行うものとする(付属書類 A 参照)。この手順は、ハラール管轄当局による監督及び検証を受けるものとする。

4.3.3 ナジス・ムガッラザ用ライン、又はナジス・ムガッラザを含む加工ラインをハラール生産ラインへ転換する場合、当該ラインはシャリーア法の規定に従い、セルトゥにより洗浄されるものとする(添付書類 A 参照)。この手順は、ハラール管轄当局又は訓練を受けたムスリムの人員による監督及び検証を受けるものとする。転換した場合、当該ラインはハラール食品専用として運用されるものとする。当該ラインをナジス・ムガッラザ用ラインへ転換し、その後再びハラール用ラインへ戻す行為は認められないものとする。

4.3.4 動物の毛で作られた装具又はブラシの使用は禁止されている。

4.3.5 全ての装置、器具、機械及び加工補助具は、定期的に洗浄され、維持管理されるものとする。

4.4 衛生、公衆衛生及び食品の安全性

4.4.1 衛生、公衆衛生及び食品の安全性は、ハラール食品の準備における前提条件である。これには、個人の衛生、衣服、装置、器具、機械及び加工補助具、並びに食品の加工、製造及び保存のための施設の様々な側面が含まれる。

4.4.2 ハラール食品製造業者は、以下の措置を実施するものとする。

- a) 加工の前に、原材料、成分及び包装材を管理し検査すること
- b) 廃棄物を効果的に管理すること
- c) 有害化学物質を安全かつ適切に保存すること
- d) 食品の物理的・生物的及び化学的汚染を防止すること、並びに
- e) 許可された食品添加物の過剰使用を防止すること。

製造及び加工に際しては、必要に応じて適切な検出又はスクリーニング装置が使用されなければならない。

4.4.3 ハラール食品は、適正衛生規範(GHP)、適正製造規範(GMP)、家畜衛生規範(VHP)又は管轄当局が定めるもの、MS 1514 又は MS 1480 、並びにマレーシア及び/又は生産国において管轄当局により現在施行されている公衆衛生法規に従ってライセンスを受けた施設において、衛生的な状態で加工、梱包及び流通されるものとする。

4.5 ハラール食品の加工

4.5.1 ハラール食品の調達源

4.5.1.1 動物

動物は、2つのカテゴリーに分類することができる。

4.5.1.1.1 陸生動物

全ての陸生動物は、以下の例外を除き、食品としてハラールである。

- a) シャリーア法による屠殺が行われていないハラール動物
- b) ナジス・ムガッラザである動物、すなわち豚及び犬並びにその子孫及び派生種
- c) トラ、クマ、ゾウ、ネコ、サルなど、獲物を殺すために長い尖った歯又は牙を持つ動物
- d) ワシ、フクロウなどの猛禽類
- e) ネズミ、ゴキブリ、ムカデ、サソリ、ヘビ、スズメバチなどの害虫及び/又は有毒動物、及び他のこれに類する動物
- f) ミツバチ(*al-nahlah*)、キツツキ(*hud-hud*)など、イスラム教で殺すことが禁じられている動物
- g) シラミ、ハエなど、ひどく不快と見なされる生物
- h) 意図的かつ継続的にナジスを与えて飼育されたハラール動物、並びに

- i) シャリーア法及びファトワにより食用禁止とされているその他の動物。

4.5.1.1.2 水生動物

水生動物とは、水中に生息し、水の外では生存できない魚などの動物である。全ての水生動物は、以下の例外を除き、ハラールである。

- a) 有毒な、中毒性がある又は健康に有害な水生動物
- b) ワニ、カメ及びカエルなど、陸上と水中の両方に生息する動物
- c) ナジスの中で生息する、又は意図的かつ/若しくは継続的にナジスを与えられた水生動物、並びに
- d) シャリーア法及びファトワにより食用禁止とされているその他の水生動物。

4.5.1.2 植 物

全ての種類の植物、植物性製品及びその派生物は、有毒な、中毒性がある又は健康に有害なものを除き、ハラールである。

4.5.1.3 微 生 物

全ての種類の微生物(すなわち、細菌、藻類及び菌類)並びにその副産物及び/又は派生物は、有毒な、中毒性がある又は健康に有害なものを除き、ハラールである。

4.5.1.4 鉱物及び化学物質

全ての鉱物及び化学物質は、有毒な、中毒性がある又は健康に有害なものを除き、ハラールである。

4.5.1.5 飲 料

全ての種類の水及び飲料は、有毒な、中毒性がある又は健康に有害なものを除き、飲み物としてハラールである。

4.5.1.6 遺伝子組み換え生物(GMO)

遺伝子組み換え生物(GMO)の製品及び/又は副産物、又はシャリーア法及びファトワにより非ハラールとされる動物の遺伝物質の使用/操作によって製造された成分を含む食品及び飲料は、ハラールではない。

4.5.1.7 4.5.1.1.2 及び 4.5.1.2 にかかわらず、シャリーア法で認められるように、加工中に毒素又は毒が除去された場合、有害な水生動物又は植物由来の製品は、ハラールである。

4.5.2 製品の製造、取扱い及び提供

準備、加工、取扱い、包装、保存、流通及び/又は提供の過程で加工された全てのハラール食品は、以下の要求事項を満たすものとする。

- a) 食品又はその成分は、非ハラールの、又はシャリーア法及びファトワによる屠殺を行っていない動物の成分又は製品を使用して加工されないこと
- b) 食品は、シャリーア法及びファトワによりナジスと定められたものをいかなる量においても使用して、加工されないこと
- c) 加工食品又はその成分は、食用として安全で、無毒で、中毒性がなく、かつ健康に有害でないこと、並びに
- d) 食品は、ナジスによる汚染のない機器及び設備を使用して準備、加工又は製造されること。

4.6 ハラール食品の保存、輸送、陳列、販売及び提供

4.6.1 保存、輸送、陳列、販売及び/又は提供される全てのハラール食品は、ハラールとして分類され、ラベル表示されるものとする。

4.6.2 輸送車両は専用とし、ハラール食品の種類に応じたものとし、衛生及び公衆衛生上の条件を満たすものとする。

4.7 包装及びラベル表示

4.7.1 ハラール食品は適切に包装されるものとする。包装材は本質的にハラールとし、以下の要求事項を満たすものとする。

- a) 包装材は、シャリーア法によりナジスと定められた原材料から製造されないこと
- b) シャリーア法によりナジスと定められたもので汚染された機器を使用して準備、加工又は製造されないこと
- c) その準備、加工、保存又は輸送の過程において、a)又は b)項に記載された要求事項を満たさないその他の食品、又はシャリーア法によりナジスと定められたその他のものから物理的に分離されていること
- d) 包装材がハラール食品に対して有害な影響を及ぼさないこと、並びに
- e) 包装のデザイン、標識、記号、ロゴ、名称及び画像が誤解を招くものではなく、かつ/又はシャリーア法の原則に反するものでないこと。

4.7.2 包装工程は、清潔かつ衛生的な方法で、かつ健全な衛生状態のもとで実施されるものとする。

4.7.3 製品と直接接触して使用されるラベル表示材は、無害かつハラールであるものとする。

4.7.4 ハラール食品及びハラール人工香料は、ハム、バクテー(肉骨茶)、ベーコン、ビール、ラム酒等の非ハラール製品、及び混同を生じさせる恐れのあるその他のものと同じ名称又は同義の名称を付さないものとする。

4.7.5 各包装には、以下の情報を明瞭かつ消えないように表示するか、又はラベルを貼付するものとする。

- a) 製品名
- b) メートル法(SI 単位)による正味内容量
- c) 製造者、輸入者及び/又は販売者の名称・住所並びに商標
- d) 成分リスト
- e) 製造日及び/又は製造ロット番号、及び有効期限を識別するコード番号、並びに

f) 原産国。

4.7.6 一次肉製品については、ラベル又は表示に以下の情報も含めるものとする。

a) 屠殺日、及び

b) 加工日。

4.7.7 ハラール食品の包装及びラベル表示は、シャリーア法の原則に反しないものとし、シャリーア法及び管轄当局のガイドラインに反する無作法な要素を表示しないものとする。

4.8 法的要求事項

全ての活動は、その他の観点において、マレーシア及び/又は生産国において現在施行されているその他の関連要求事項を含む法令を遵守するものとする。

5 法令遵守

本規格は、ハラール管轄当局によるハラール食品の認証に向けた法令遵守を示すために使用されるものとする。

認証の手続き及び要求事項は、ハラール管轄当局が定める通りとする。

6 ハラール認証

ハラール認証は、マレーシアのハラール管轄当局によって発行されるものとする。

7 ハラール認証マーク

各製品及びサービスは、ハラール管轄当局による承認を得た上で、同当局のハラール認証ロゴを付すことができる。ただし、製品及びサービスが本規格の要求事項に適合している場合に限る。

付属書類 A
(規範的)

ナジス・ムガッラザに関するシャリーア法によるセルトゥの方法

A1 一般要求事項

ナジスは、目に見えるもの(‘*ainiah*)であれ、目に見えないもの(消滅した、干上がった等)であれ、*hukmiah* と称される。

ナジスを清めるには

- a) 7回の洗浄が必要であり、そのうち1回は土を混ぜた水を用いること。
- b) 最初の洗浄はナジスの存在を除去するためのものであり、たとえ数回の洗浄が必要であっても同様である。最初の洗浄で用いた水は残さず、次回の洗浄を二度目の洗浄と数えるものとする。
- c) 使用する土の量は、懸濁液を作るのにちょうど十分な量とし、また
- d) 土を含んだ製品の使用は許可される。

A2 土の条件

土の条件は以下の通りである。

- a) ナジスを含まず、かつ
- b) 乾式浄法(*tayammum*)に使用されたことのある *musta ‘mal* 土でないこと。ただし、大雨に晒された後は除く。

A3 水の条件

水の条件は以下の通りとする。

- a) 天然水(*mutlaq*)であり

b) *musta 'mal*³でなく、かつ

c) ナジスを含まないこと。

セルトゥに関する詳細情報は、マレーシア・イスラム開発庁による *Garis panduan sertu dari perspektif Islam*(イスラムの視点によるセルトゥのガイドライン)に掲載されている。

³ *musta 'mal* 水とは、洗浄に使用された 2 クッラー(約 192 リットル)未満の水を指す。

参考文献

- [1] MS 1480、ハザード分析及び重要管理点(HACCP)システムに基づく食品の安全性
- [2] MS 1514、食品の適正製造規範(GMP)
- [3] MS 1900、シャリーアに基づく品質管理システム - ガイダンス付き要求事項
- [4] 1953 年動物法
- [5] 2009 年飼料法
- [6] 1983 年食品法及び 1985 年食品規則
- [7] 1983 年食品法及び 2009 年食品衛生規則
- [8] 2011 年取引表示法
- [9] *Garis panduan sertu dari perspektif Islam*(イスラムの視点によるセルトゥのガイドライン)、マレーシア・イスラム開発庁
- [10] 適正製造規範ガイドライン、マレーシア保健省食品安全品質局
- [11] マレーシアのハラール認証マニュアル手順書、マレーシア・イスラム開発庁
- [12] ハラール肉及び家禽の生産に関するマレーシア・プロトコル、マレーシア・イスラム開発庁

謝 辞

ハラール食品及びイスラム消費財技術委員会メンバー

タン・スリ・ダト・オスマン・ムスタファ(議長)	マレーシア・イスラム開発庁
モハド・シャフィク・モハド・ザカリア氏(書記)	マレーシア規格局
モクタル・スライ氏/カイル・ムナ・ハムルディン氏	マレーシア農業局
アザハリ・オスマン氏/ヌール・マヒヤ・ユソフ氏	マレーシア水産局
ダト・シラジュディン・スハイミー博士/ハキマ・モハマド・ユソフ氏/アムリ・アブドラ氏/ムハンマド・ハワリ・ハッサン氏	マレーシア・イスラム開発庁(ハラール・ハブ課)
ザリハ・アブドラ博士/モハド・ラズリ・アブドゥル・ラザック博士	獣医局(診断・品質保証課)
チェ・マット・チェ・デラマン氏	連邦直轄領ムフティ事務所
オスマン・ムハンマド・ユソフ氏/サリフディン・マフムド氏	マレーシア製造業者連盟
ソブリ・アブドゥル・ハミド氏/ノ・ニク・ワン氏	農業マーケティング庁連盟
ノラ・アズリン・ザイナル氏/シャイダトゥル・シダ・ワルディン氏	ハラール産業開発公社
ノークマラ・アワン氏/ノール・アザルディン・フスニ・ハジ・ヌルディン氏	マレーシア・イスラム理解研究所
ハディジャ・ハッサン博士/アブドゥル・マリク・オスマン氏	マレーシア農業研究開発機構
アルファ・スライマン氏	国際貿易産業省
ハムザ・マハディ氏	国内貿易・消費者問題省
モハド・カイルディン・モハド・タリブ氏/ムハユディーン・ムサ氏/ムニラ・ザカリア氏	保健省(食品安全・品質課)
ズルケフリ・モハマド氏	マレーシア・ムスリム消費者協会
マイモン・ハジ・ムスタパ氏	マレーシア王立税関局
サリファ・レジャブ氏	SIRIM リサーチ&テクノロジー・イノベーション
アフマド・フアド・シャムスディン准教授/ サヒラ・アブド・ムタリブ准教授	マレーシア国民大学
ダト・モハド・ヤジド・アブド・マナッブ教授/ シュハイミ・ムスタファ教授/ニティ・ヒラワティ・ハムルザマン准教授	マレーシア・プトラ大学(ハラール製品研究所)
チェ・ワン・ザナリア・チェ・ワン・ガ准教授	マレーシア・イスラム科学大学
ミザトン・ハジズル・ハッサン博士/アイダ・アズリーナ・アリ博士	マラ工科大学(ブンチャク・アラム・キャンパス)

補充メンバー

ハスナ・ビボン博士/モハマド・リズアン・モハマド・サレ氏	住宅・地方自治省
アウイス・クルニ・サジリ准教授	マレーシア・プトラ大学(動物生産、熱帯農業研究所)

謝 辞(続き)

ハラール食品作業部会メンバー

ダト・シラジュディン・スハイミー博士(議長)	マレーシア・イスラム開発庁
モハド・シャフィク・モハド・ザカリア氏(書記)	マレーシア規格局
リリノルフェシヤ・モハド・シャー博士/カイル・ムナ・カムルディン氏	マレーシア農業局
アムリ・アブドラ氏/ムハンマド・ハワリ・ハッサン氏	マレーシア・イスラム開発庁
モハド・ラズリ・アブドゥル・ラザック博士	獣医局(診断・品質保証課)
モハマド・ザキ・モハマド・アミン氏	獣医局(下流産業開発課)
ハジ・ハシム・ハジ・サレ氏	連邦直轄領ムフティ事務所
サリフディン・マフムード氏/ヌルル・フスナ・アフマド・リバイ氏	マレーシア製造業者連盟
ソブリ・アブドゥル・ハミド氏/ノ・ニク・ワン氏	農業マーケティング庁連盟
ノラ・アズリン・ザイナル氏/シャイダトゥル・シダ・ワルディン氏	ハラール産業開発公社
ノルクマラ・アワン氏	マレーシア・イスラム理解研究所
チェ・ワン・ザナリア・チェ・ワン・ガー准教授	マレーシア・イスラム科学大学
アブドゥル・マリク・オスマン氏/ラジャ・アリフ・デリ・ラジャ・ナシャルディン氏	マレーシア農業研究開発機構
サハク・アフマド氏/ヤップ・リップ・セン氏	マレーシア・ホテル協会
モハド・アミヌディン・シャム・タジュディン氏/アズリーナ・チェ・ディル氏/アズファー・アズハル氏	マレーシア対外貿易開発公社
モハド・カイルディン・モハド・タリブ氏/ムハユディーン・ムサ氏/ムニラ・ザカリア氏	保健省(食品安全・品質課)
ズルケフリ・モハマド氏	マレーシア・ムスリム消費者協会
サヒラ・アブド・ムタリブ准教授	マレーシア国民大学
ダト・モハド・ヤジド・アブド・マナップ教授/ニティ・ヒラワティ・カムルルザマン准教授/ロジア・アタン氏	マレーシア・プトラ大学(ハラール製品研究所)

補充メンバー

ハスナ・ビボン博士/モハマド・リズワン・モハマド・サレ氏/ラハユ・アブ・バカル氏	住宅・地方自治省
アウイス・クルニ・サジリ准教授	マレーシア・プトラ大学(畜産、熱帯農業研究所)